

安来市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

目的

中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、市民、事業者、中小企業・小規模企業支援団体及び市がそれぞれの立場及び役割について相互理解を深め、もって、地域経済の発展及び雇用の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。（第1条）

基本理念

- 中小企業・小規模企業の規模、形態を勘案した上での経営向上、改善に対する自主的努力の促進
- 本市の有する技術、産業基盤、特産品等地域資源等の活用の推進
- 意欲及び能力に応じた多様な雇用の機会を確保と中小企業・小規模企業者が求める人材の育成及び確保
- 市、事業者、中小企業・小規模企業支援団体等及び市民の相互による連携・協働（第3条）

基本方針（第4条）

- 経営の革新、基盤の強化
- 販路開拓、取引拡大の支援
- 新技術、新商品の開発等の促進
- 地域内における経済の循環の促進
- 融資制度等による資金供給の円滑化
- 起業・創業の促進
- 円滑な事業承継の推進
- 人材の育成、確保、定着及び雇用の創出の推進
- 賑わい創出につなげる産業の振興
- 関係機関、事業者等の相互連携
- 地域資源の活用等による産業の発展及び創出に向けた取組
- 6次産業化の推進及び新産業への参入企業の支援
- 企業誘致の促進
- 製品、技術等に関する情報発信の支援

振興施策

条例イメージ

市の責務・役割（第5条）

- 中小企業・小規模企業の振興施策の推進
- 中小企業・小規模企業の受注機会の確保

中小企業・小規模企業支援団体等の責務・役割（第7条）

- 中小企業・小規模企業の経営向上、改善の積極的支援
- 市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策への協力

それぞれが役割を理解し
地域が一体となった産業の振興を図る

中小企業・小規模企業の責務（第6条）

- 経営の向上・改善、基盤強化
- 雇用の確保、人材育成及び職場環境の充実
- 地域資源の活用

市民の理解と協力（第8条）

- 中小企業・小規模企業振興への理解
- 地域商品等の需要促進の協力

関係者等からの意見の聴取

- 施策の検証による産業の活性化及び
施策の見直し（第9条）